

令和5年5月（令和5年度第2回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年5月25日(木) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 2番 富永浩二

5. 議事録署名委員 7番 福田智浩 9番 大窪輝則

6. 議 題

議案第4号	農地法第3条許可申請の件について
議案第5号	農地法第5条許可申請の件について
議案第6号	農業振興地域整備計画変更の件について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の件について
議案第8号	令和4年度活動評価案について
議案第9号	農地利用最適化推進委員の辞任について

7. 協議・報告

- 1 農地利用集積計画の解約について
- 2 あっせん委員の選任について
- 3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 松元 幸一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

第2回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和5年度肝付町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中15名です。2番の富永浩二委員から欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、7番の福田智浩委員と9番の大窪輝則委員員にお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第4号から議案第9号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、資料にありますとおり5月10日及び17日の会合に出席しております。【各会合について、内容報告あり。】</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第4号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は10件の申請です、所有権移転の売買が8件と贈与が2件となっています。売買の8件は、田が6筆で8,938平方メートル、畑が5筆で4,831平方メートルです。贈与の2件は、畑が4筆で5,722平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、畑が3筆で4,146平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で765平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆で2,072平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で7,065平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,051平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏外1名から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,246平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号7番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で1,576平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番、畑が1筆で748平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番、田が1筆で525平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で297平方メートルです。</p> <p>以上、10件の申請については、いずれの譲受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から10番まであります。お目通し下さい。申請番号8番に私の申請があります。退席しますので審議方よろしくお願ひします。（鶴岡会長退席）</p>
議 長	<p>（議長を年長者・吉永委員に交代）</p> <p>それでは、申請番8番について審議いたします。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、申請番号8番については提案どおり許可することに決定いたしました。（鶴岡会長入室・着席）</p> <p>（議長を鶴岡会長に交代）</p> <p>それでは、申請番号8番を除く他の9件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第4号農地法第3条許可申請の10件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条許可申請の件「5-5-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-1」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1421平方メートルです。転用目的が貸家で、申請地周辺は住宅街であるため、貸家を建築し貸出たいとのことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会にある〇〇〇〇から北へ150メートル進んだ右側です。配置図については、図のように貸家を建築し、雨水等の処理については溜枳で、汚水・生活雑排水処理については浄化槽で計画されています。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「5-5-1」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、中村委員。</p>

中村委員	<p>「5-5-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月19日に藤井委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり、場所は〇〇の〇〇〇〇を過ぎた〇〇〇〇の筋を北側に150メートルぐらい入ったところです。ここに貸家住宅を3軒建築したいということです。申請地の西側も東側も側溝が通って、排水等の条件が整っており、特に転用に問題ないと思われまますので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-5-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-1」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>同じく、農地法第5条許可申請の件「5-5-2」について事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>「5-5-2」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は392平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅・駐車場で、現在、借家住まいであり、手狭であることから申請地に持家を建築して永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の〇〇住宅から東へ約160メートル進み右折し約300メートル進んだ左側です。配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。以上、よろしく願います。</p>
議 長	<p>それでは、「5-5-2」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「5-5-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月19日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請人の妻で現地調査を行いました。場所は今事務局から説明があったとおりです。申請地の南側、東側に町道が通っており、同じく申請地の南側と東側に住宅も建っています。東側に側溝があり、住宅排水は、処理後その側溝に流すということです。境界についてもブロックを積み、周辺の農地に何ら問題はないと思えますので、皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-5-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-5-2」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p>

	つづきまして4ページをお開きください。議案第6号農業振興地域整備計画変更の件「変-5-2」について、事務局が説明をいたします。
事務局	<p>「変-5-2」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇株式会社です。申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,500平方メートルです。用途につきましては資材置場で、現在、事業で使用している資材置き場が手狭になってきたため申請地を賃借し資材置場として利用したいとのことから申請が出ています。除外後の農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇振興会の〇〇〇〇さん近くの田です。配置図については、資材置場を図のように整備し、雨水等の処理については自然浸透で計画されています。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、「変-5-2」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、上名主委員。
上名主委員	<p>11番、上名主です。「変-5-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月19日に、福田委員、私と事務局が2名、農業振興課1名、申請人で現地調査を行いました。場所については今、事務局からあったとおりです。現況は、何も耕作していない田でございますが、ここに盛土をして資材置場にしたいということであります。隣接する南側に田があり稲が植えられていますが、そちらに迷惑をかけないように管理を徹底することと、排水路もあるのでそちらも管理しながら、雨水排水などは自然浸透ということでありました。</p> <p>以上のように調査をする中で、特に問題はないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-5-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-5-2」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和5年5月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の令和5年5月集計分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区は田が1件の1筆で1,206平方メートルで、高山地区は田が9件の21筆で21,658平方メートル、畑が4件の6筆で8,270平方メートルでした。詳細につきましては6ページから7ページに掲載してあります。この案件は先月までの総会であっせん申し出があった分になります。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が3件の4筆で6,815平方メートル、再設定は田が4件の4筆で3,616平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が13件の30筆で21,883平方メートル、畑が10件の40筆で56,167平方メートル、再設定が、田が22件の49筆で55,328平方メートル、畑が11件の21筆で21,785平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が42件の87筆で87,662平方メートル、畑が21件の</p>

	<p>61 筆で 77,952 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、63 件の 148 筆で 165,614 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 8 ページ、高山地区が 9 ページから 12 ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>所有権移転が 6 ページから 7 ページまで 14 件あります。まずはお目通しのほどお願いたします。</p> <p>それでは、14 件を一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、所有権移転 14 件については提案どおり許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、利用権設定について審議いたします。</p> <p>内之浦地区が 8 ページに 7 件あります。まずはお目通しのほどお願いたします。</p> <p>それでは、内之浦地区の 7 件を一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、内之浦地区の 7 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区が 9 ページから 12 ページに 56 件あります。まずは、お目通しのほどお願いたします。</p> <p>まず 1 番と 2 番に中村委員の関係する申請がありますので、その案件から審議いたします。中村委員の退席をお願いします。（中村委員退席）</p> <p>それでは、1 番と 2 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、1 番と 2 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（中村委員入室・着席）</p> <p>続きまして、43 番に福田委員の関係する申請がありますので、福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）</p> <p>それでは、43 番について審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
	<p>異議なしと認め、43 番の申請については、提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席）</p> <p>さらにお目通しのほどお願いたします。</p> <p>それでは、1 番と 2 番及び 43 番を除く 56 番までを一括で審議いたします。異議・意見等ございませんか。はい中村委員。</p>
中村委員	<p>高山地区の 3 番ですが、耕作面積の下限面積は撤廃になったのですか。</p>
議 長	<p>そのとおりです。他にございませんか</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしと認め、高山地区の 56 件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p> <p>つづきまして、13 ページをお開き下さい。議案第 8 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」について事務局が説</p>

	明をいたします。
事務局	<p>それでは、「令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。</p> <p>資料は、13ページから15ページになります</p> <p>…資料に基づき実績等の詳細説明…</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
議長	事務局から説明があったとおり実績を上げ、事務処理がなされておりますが、内容について質問等ありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	<p>質問等ないようですので、この内容で公表いたします。</p> <p>つきまして、議案第9号「農地利用最適化推進委員の辞任」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第9号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明いたします。</p> <p>農地利用最適化推進委員の〇〇〇〇委員から、今月の5月10日付で、健康上の理由により委員を辞任したい旨の届け出がございました。</p> <p>このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、辞任について農業委員会の同意を求めるものでございます。以上よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>病気療養により推進委員活動に支障をきたし、皆さんにも迷惑をかけているとのことで、このたび辞任届が提出されました。同意の承認については、委員の皆さんの起立をもってお諮りいたします。</p> <p>〇〇推進委員の辞任について承認される方は、起立をお願いします。</p>
	【起立多数】
議長	<p>起立多数と認め、〇〇推進委員の辞任について同意することといたします。</p> <p>つきまして、報告・協議に入ります。16ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」17件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。</p> <p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	【なしとの声あり】
議長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました17件分の確認を終わります。</p> <p>つきまして、17ページをお開きください。</p> <p>報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が7件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-5-3」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-5-3」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は畑が1筆2,354平方メートル、あっせんの種類が貸付希望で、希望価格については10アールあたり7,000円、希望期間は3年からとなっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>それでは「あ-5-3」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と永野委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-4」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-4」について説明いたします。</p> <p>申出人が千葉県〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆986平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-4」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と福園委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-5」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-5」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆2,712平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-5」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-6」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-6」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑が1筆765平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-6」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-7」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-7」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が1筆1,993平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については1筆300,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-5-7」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-8」について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>「あ-5-8」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町南方字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、田 1 筆 483 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については 1 筆 30,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-8」のあっせん委員に、地区委員の冷水委員と福園委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-5-9」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-5-9」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市〇〇 〇〇〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、畑が 1 筆 1,562 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は 5 年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-5-9」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に 21 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん申し出に係る整理について、21 ページから 25 ページにあっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めていただきました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ掲載しております。</p> <p>あっせんが成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧ください、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。はい大窪委員。
大窪委員	21 ページの 87 番は契約成立しました。
議長	他に何かありませんか。はい坂口委員。
坂口委員	町内における畑の譲渡周辺相場はどれくらいですか。
事務局	以前、総会時に 1 反あたり 10 万から 20 万で、あとは双方で金額を決めていただくということぐらいしか協議しておりません。
議長	他にありませんか。それでは、質問等ないようですので、その他に入りますが、みなさんから何かありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	<p>ないようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、6 月 22 日(木)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、5 月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前 10 時 50 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和5年5月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福田 智浩

委 員 大窪 輝則